

「建設業許可証明書及び経営事項審査証明書の手数料改定」について

建設業許可証明書及び経営事項審査証明書の手数料につきまして、

令和 7 年 4 月 1 日（火）以後の申請分※から手数料420円（現行400円）

となります。（京都府手数料徴収条例等の一部を改正する条例（令和 6 年京都府条例第85号）（令和 6 年12月27日京都府公報号外第40号）の施行に伴うもの）

※ 証明日・謄抄本の交付日が令和 7 年 4 月 1 日（火）以後の日となる場合でも、その申請が同年 3 月31日（月）までに行われたときの手数料は、現行どおり400円となります。

○京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第 1 号） ※下線部が改正部分（R7.4.1～）

（手数料の徴収）

第 2 条 （略）

2 別表第 2 の左欄に掲げる事務については、同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

別表第 2 （第 2 条、第 5 条関係）

65 証明の事務（別に定めるものを除く。）	1 件につき <u>420円</u> ※令和 7 年 3 月31日までに申請されたものについては 1 件につき400円
-----------------------	--